

決 議

- 一、去る八月三日の政府聲明は毫も美濃部、一木、金森等の大皇  
 儀脚説の不遜な事を明らかにしたるものに非ず、政府は宜し  
 く具体的内容を示して速に再聲明を發表すべし
- 一、美濃部博士に對する起訴猶豫を取消し嚴重に處罰すべし
- 一、金森法制局長官に對する不起訴處分は安當ならず再審議の上  
 嚴罰に處すべし
- 一、儀脚説の主唱者たる一木樞密院議長は猛省すべし（本項一司  
 法大臣は儀脚説の主唱者たる一木樞密院議長を起訴すべし）  
 とあつたのを訂正せしめられたのである。）

皇紀二千五百九十五年九月二十日

國體真委組織西日本國民大會

短 白 誓

天皇儀脚説は國體を毀壞すると共に軍の統帥を攪亂するものなり、  
 忠節を盡すを本分とすべし軍人の最高責任者たる陸海軍大臣は強國  
 なる決意を以て儀脚説忌徳の撲滅を期せらるべし

皇紀二千五百九十五年九月二十日

帝國 在郷軍人有志

大日本國軍總本部 主催 西日本國民大會